

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

(2025 年 7 月 1 日現在)

あなたに対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

法人名	公益社団法人京都保健会
法人の所在地	京都市右京区太秦棚森町 18-13 京医協ビル 2 階
電話番号	075-862-1155
代表者氏名	理事長 松原 為人

2. 事業者概要

事業者名称	公益社団法人京都保健会 あやべ協立診療所
主たる事務所の所在地	京都府綾部市駅前通 1 番地
電話番号	0773-42-3684
介護保険事業所番号	2611801131
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

3. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	公益社団法人京都保健会 あやべ協立診療所
指定番号	2611801131
所在地	京都府綾部市駅前通 1 番地
電話番号	0773-42-3684
ホームページ	https://kyoto-hokenkai.or.jp/ayabe/

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護状態等となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
-------	---

運営の方針	利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行います。
-------	---

5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員数	勤務の体制
医師	1人	常勤1名

職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示をお求めください

6. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで。ただし国民の祝日、 12月29日～1月3日までを除きます。
営業時間	12:00～16:30

7. 利用料は以下の通りです。

		1割負担(1回につき)	2割負担(1回につき)
居宅療養管理指導(Ⅱ) *在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合(月1回以上訪問診療等を利用)	① 単一建物居住者1人	299 円	598 円
	②単一建物居住者2～9人	287 円	574 円
	上記①②以外	260 円	520 円
居宅療養管理指導(Ⅰ) *(Ⅱ) 以外の場合に算定	① 単一建物居住者1人	515 円	1,030 円
	②単一建物居住者2～9人	487 円	974 円
	上記①②以外	446 円	892 円

①居宅療養管理指導料は、法令に定める利用者負担金を徴収させていただきます。

但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(一旦あなたが全額を支払い、その後市町村から8～9割分の払い戻しを受ける方法)となる場合があります。その場合は一旦全額を徴収し、サービス提供後証明書を交付致します。

②居宅療養管理指導サービスをキャンセルした場合のキャンセル料は徴収いたしません。

8. 交通費

①指導に係わる交通費については、以下の通りに取り扱います。なお、同時に実施した医療保険の訪問診療等により利用者から交通費を徴収する場合もこの取り扱いと

し、併せて徴収はしません。なお、タクシーや交通機関を利用した場合はその実費を徴収します。

距離	金額	距離	金額	距離	金額
2kmまで	378円	16kmまで	578円	30kmまで	735円
4kmまで	410円	18kmまで	609円	32kmまで	756円
6kmまで	441円	20kmまで	630円	34kmまで	777円
8kmまで	473円	22kmまで	651円	36kmまで	798円
10kmまで	504円	24kmまで	672円	38kmまで	819円
12kmまで	536円	26kmまで	693円	40kmまで	840円
14kmまで	557円	28kmまで	714円	*距離＝診療所を起点とする	

9. その他の費用

その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用書等に説明し同意を得たものに限り徴収致します。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況 実施なし

11. 苦情申立窓口

ご利用者 ご相談窓口	ご利用時間 下記営業日 月～金 12：00～16：30
	ご利用方法 電話 0773-42-3684 担当 事務長 河合 真器男

また、綾部市福祉保健部高齢者介護課（0773-42-3280）

京都府国民健康保険団体連合会（075-354-9090）

京都府中丹東保健所（0773-75-0805）に申し出ることもできます。

12. 事故発生時の対応

①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

②事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じます。

③利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、連携して対応します。		
利用者の主治医	氏名	高木 邦彦
	所属医療機関の名称	公益社団法人 京都保健会 あやべ協立診療所
	所在地	京都府綾部市駅前通 1 番地
	電話番号	0 7 7 3 - 4 2 - 3 6 8 4
協力医療機関	医療機関の名称	公益社団法人 京都保健会 京都協立病院
	院長名	玉木 千里
	所在地	京都府綾部市高津町三反田 1 番地
	電話番号	0 7 7 3 - 4 2 - 0 4 4 0
	診療科	内科、神経内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病内科、呼吸器内科、小児科、 外科、整形外科、肛門外科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科
	入院施設	有り
	救急指定の有無	無し
その他緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	—
	家族の連絡先(携帯)	— —
	家族の連絡先(携帯)	— —

1 4．秘密保持等

事業所の職員は業務上知り得た利用者または家族に関する秘密については、退職後も含めて、正当な理由がない限りこれを保持します。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

事業所は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で他事業所と連携をはかる場合等において、利用者の個人情報を用いません。

1 5．虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じています。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っています。

- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施しています。
- ④③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

1 6. ハラスメント

適切な居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場に置いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

また、利用者・ご家族との信頼関係をもとに、安全・安心な環境で質の高い医療・介護を提供できるよう以下の点についてご協力をお願いします。

暴力又は乱暴な言動、個人の尊厳や人格を傷つけるような言動、性的な言動はお控え下さい。

(具体例)

- ・暴力又は乱暴な言動
 - ・セクシャルハラスメント
 - ・その他＝自宅の住所や電話番号を何度も聞く・ペットを放し飼いにする等
- このようなハラスメントを受けた場合は、契約を終了させていただくことがあります。

1 7. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じています。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しています。

1 8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じています。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に 1 回以上開催するとともに、職員に周知徹底を図っています。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- ③職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施しています。

1 9. その他

- (1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①職員は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②看護師等に対する贈り物や飲食物のもてなしはお断りしています。

(2) 利用者の状態に応じて臨時対応を行うことがあるため、計画された日時に変更を生じる場合がありますのでご了承下さい。

年 月 日

居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者に対して本書面及びサービス内容説明書に基づいて、重要事項及びサービス内容を説明しました。

事業者

所在地 京都府綾部市駅前通1番地

名称 公益社団法人京都保健会 あやべ協立診療所

説明者 氏 名

私は、本書面及びサービス内容説明書より、事業者から居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始について同意し交付を受けました。

また、サービス担当者会議等において、他の事業者との連携を図る必要のある場合等正当な理由がある場合には、利用者または利用者の家族等の個人情報を用いることに同意します。

利用者 住 所

氏 名 印

家族代表者 住 所

氏 名 印